

高麗末期の東北辺境地域における水田稲作の展開と李成桂家門

——「朝鮮太祖土地賜給文書」をてがかりに——

高 木 理

問題の所在

朝鮮太祖李成桂は、朝鮮半島の東北辺境地域^①を父祖以来の根拠地とし、この地域を基盤として王朝創業をなした。それゆえ、李成桂およびその父祖が東北辺境地域においていかなる活動を展開し、どのように勢力基盤を形成したのかを明らかにすることは、朝鮮王朝の創業の由来を明らかにするうえで不可欠の作業である。

鴨緑江、豆満江という二つの大河を境界とする今日の「朝鮮」^②の領域は、所与のものではなく、歴史的に形成されたものである。とりわけ、李成桂がその父祖以来の根拠地とした東北辺境地域は、一四世紀半ばから一五世紀を通

じて郡県が設置されることによって王朝の支配下に入る、いわばもつとも遅く「朝鮮」の領域に編入された地域である。朝鮮王朝が東北辺境地域への郡県支配に成功した要因のひとつとして、王朝の始祖がこの地域の出身であったことをあげるのは決して不当ではあるまい。それゆえ、東北辺境地域における李成桂とその父祖の活動の実態を明らかにすることは、今日の「朝鮮」という領域の歴史的形過程の一端を解明することにもなるであろう。

上述の問題を明らかにするうえで注目される一次史料として「朝鮮太祖土地賜給文書」^③がある。本文書は、李成桂が即位の翌月である一三九二年八月に、長子・李芳雨に対して農耕地を賜与したことを示す財産相続文書の一つである。「旗田巍一九七〇…一九八一—一九九」。

本文書は、小田省吾によって初めて紹介され「小田省吾一九三四」、その後、旗田巍によって本格的な読解と検討がなされた「旗田巍一九七〇」。韓国においては、李栄薫、申虎澈により詳細な検討が加えられている「李栄薫一九九一、申虎澈二〇〇〇」。これらの研究は、高麗末期に隆盛した大土地所有制のもとでの耕地の経営実態や、土地相続方式の具体的一例を探るといふ問題関心からなされたものであり、それを通して生み出された成果は少なくない。しかしながら、本文書は、単に李成桂家門による大土地所有やその経営実態を伝えるのみならず、高麗末期の東北辺境地域における社会のあり方や、そこでの李成桂家門の活動を明らかにするうえで重要なてがかりを与えてくれるものと思われる。

そこで本稿では、第一に、文書にみえる二つの賜給地の位置を明らかにし、それをふまえて伝世史料にみえる李成桂父祖関連記事を再検討することにより、賜給地の形成過程を論究してみたい。第二に、賜給地の水田に着目し、それがいかなる歴史的背景のもとで開発、耕作されたのかを考察してみたい。以上の作業を通じて、李成桂家門が高麗末期の東北辺境地域に生じていた新たな動向にどのような関与していたのか、その活動の具体的様相を明らかにしていきたい。

一 文書の釈読

本稿の課題を検討するにあたって、まず文書の全文を掲げ、その解釈を示すことにする。

①賜 子鎮安君芳雨

②父祖傳來田畝等乙良各村各庫員伏四標内日耕數交乙用良子孫傳

持鎮長喫持是乎矣③此亦中朔方道叱段田出收齊爲
臥乎所無去有等以奴屬以作介耕作爲餘標内作介□
□乙良□□□□□□陳損乙用良其界例以稅捧上
喫持是内教

④洪武貳拾伍年捌月 日中樞院都承旨安 景恭次知
安印

王 (書判)

後

⑤高州地沙朴只員伏

田柒日耕

畚柴石落只 東道 南西禿豆ホ 北渠

咸州地厚籠耳買伏

田壹朔貳拾伍日耕

畚貳拾石落只 東化尚廻安山 南大海 西河大山

北仇只餘跡古介

⑥已上田貳朔貳日耕

畚貳拾柴石落

* 釈文は、「李榮薰一九九一」に拠った。網かけ部分は史読、

□は釈文が不可能な文字を示す。

* 文中の数字は、文書の構成を示すために論者が付したものである。

文書の構成は、①土地の賜与対象者、②賜給地の来歴および賜与に際しての注意、③賜給地の経営・耕作方式の指示、④文書発行年月日および発行担当者、⑤賜給地の所在地・地目（旱田／水田）・規模・四方の境界、⑥賜給地の地目ごとの合計規模の順となっている。文書の内容を先学の研究成果に基づいて解釈すれば以下に掲げるとおりである。なお、⑤部分の解釈については、本稿の論考の過程で明らかにしていきたい。

①子の鎮安君・芳雨に賜う。②父祖から受け伝えられた旱田と水田などを、各村各所の四方の境界の中における日耕の数をもって示すことにより、子々孫々受け継ぎ、長く保持するのであるが、③このうち朔方道は国家が税を取ることがなかったため、奴婢に分給して耕作させ、四方の境界の中の分給耕作地・「欠字を含み不明」・休耕地と損失をもって、朔方道の慣例によって税を取り保持するようにせよ。④洪武二十五年（一三九二）八月 日、中枢院都承旨の安景恭が判印を担当した。⑥以上、旱田は合計二朔二〇日耕、水田は合計二七石落である。

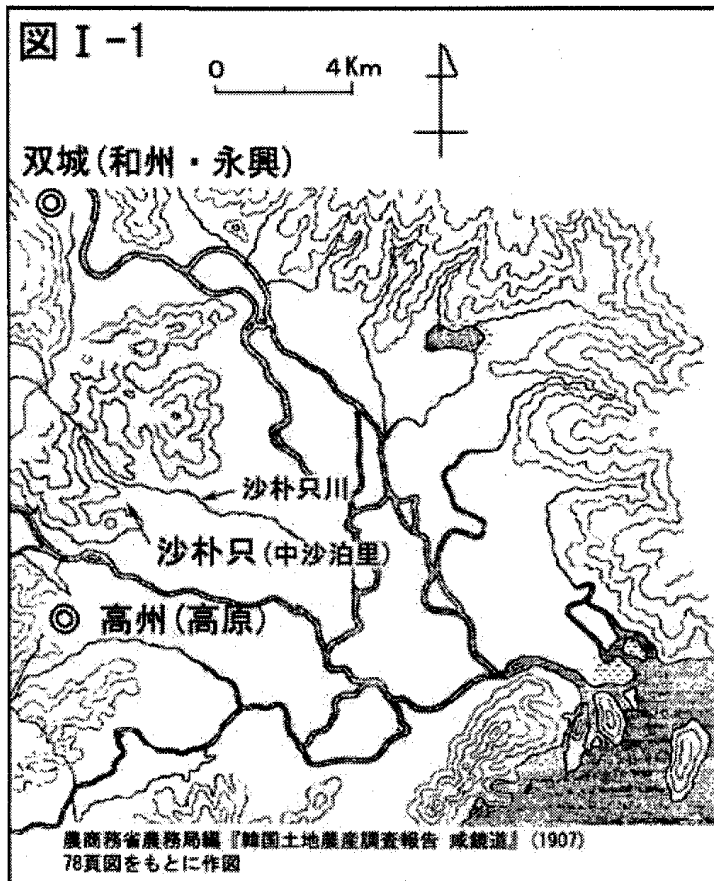
二．賜給地の立地と形成過程

（一）賜給地の位置と地理環境

先行研究において、文書中の賜給地の位置比定を行っているのは李榮薰のみである。李榮薰は、高州・沙朴只を高原郡内社中沙泊里に、咸州・厚籠耳を咸興府雲田社厚農里にそれぞれ比定している「李榮薰一九九一・五一六」。李榮薰のこの見解は、各郡県の面ごとの戸口数と里名を記した一八世紀の『戸口総数』に依拠し、里名の一致にのみ基づいて導き出されたものであり、なお考察を深める必要がある。そこで本稿では、賜給地をとりまく地理環境を示

す四標の検討によって位置比定の精度を高めるとともに、賜給地の水利状況について明らかにしてみたい。

まず、高州・沙朴只に比定される高原郡内社中沙泊里は図I-1の表示地点にあたる。この沙朴只という地名は、高原郡と永興府の境界を流れる沙朴只川^⑤にちなむものである。沙朴只の四標については、「東道、南西 禿豆ホ、北 渠」とある。東方の「道」について具体的なことは不明であるものの、文字通り街道の意と考えられる。南方、西方の「禿豆ホ」であるが、「ホ」は「等」の異体

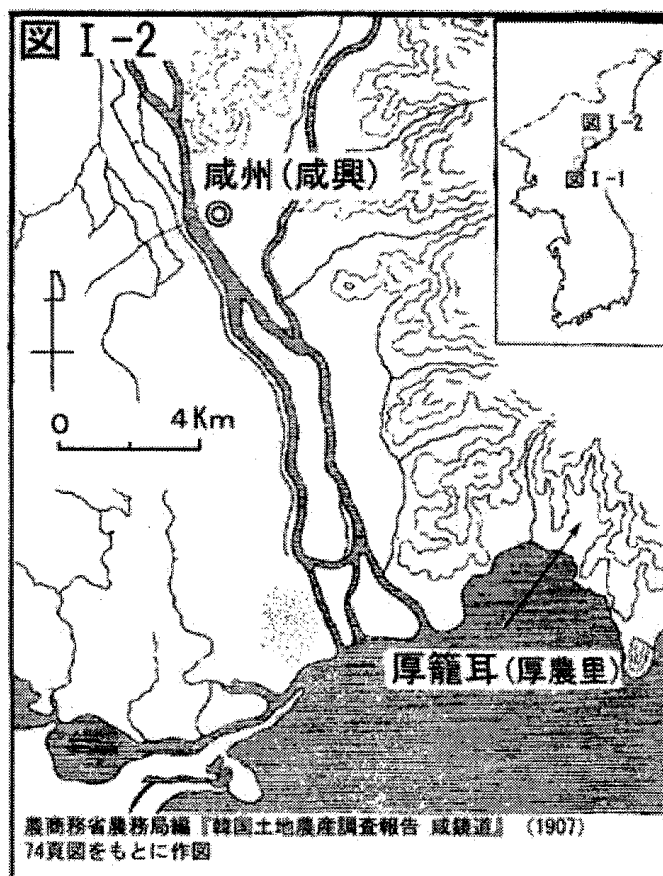


高麗末期の東北辺境地域における水田稲作の展開と李成桂家門

字であり、「禿豆等」と解される「許興植一九八八、三二八―九」。「豆等」とは、丘のように盛り上がった地形のことであるから、禿豆等とは、禿一豆等、つまり樹木などが茂っていない丘と解釈するのが妥当であろう。北方の境界としてみえる「渠」とは、溝渠とも呼ばれ、みぞを掘って直接川から水を引く施設「宮嶋博史一九八三・七」のことであるから、この渠は沙朴只川から賜給地の耕地に水を引くための用水路であるとみてよい。

以上から沙朴只の地理環境をまとめると、北側に河川から引かれた用水路があり、西側と南側には丘陵が展開し、東側に街道が走っているということになる。四標から読み取れる沙朴只の地理環境は、図I-1にみられる中沙泊里一帯の地形に合致することが理解できよう。また、北側に渠が見られることから、沙朴只の水利状況は、用水路の開削による沙朴只川からの河川灌漑であったとみなすことができる。

次に、咸州・厚籠耳に比定される咸興府雲田社厚農里は図I-2の表示地点にあたる。厚籠耳の四標は「東 化尚廻安山、南 大海、西 河大山、北 仇只餘跡古介」とされる。まず南の「大海」は、文字通り海を指していると思われる。次に、東の「化尚廻安山」と西の「河大山」については不詳だが、東西が山地となっていることは間違いない。



かろう。さらに、北の「仇只餘跡古介」であるが、仇只については李成桂祖母の陵墓である純陵が「大仇只洞」に位置するとされ、⁷⁾ 名称の一致が認められる。純陵は厚籠耳に比定される厚農里の北北東に位置しており、方角上も矛盾はない。北の境界としてみえる仇只は、厚籠耳の北方に位置した地名とみてよいだろう。「餘跡」については不詳とせざるを得ないが、その後の「古介」が峠、坂道を示す「古介」の借字表記である⁸⁾ことをふまえれば、この峠の名称とみることができると判断される。仇只につながる峠が存在していることから、厚籠耳の北方もまた山地であると判断される。

このように、厚籠耳の地理環境は東、西、北が山、南は海で、南側のみ海に向けてひらけた谷状地形をなしていることが理解できよう。厚籠耳もまた、図I-2にみられる厚農里一帯の地形に一致することが確認できる。

厚籠耳の水利状況については文書に記載がないため、沙朴只の渠のような人工的な水利施設の存否は不明とせざるをえない。しかし、厚弄沢⁹⁾という沼沢の存在や、谷後背の山地より発して海にそそぐ厚籠川という河川の存在「興南市誌編纂委員会二〇〇七・一〇〇」は、谷を囲む山地からの豊富な流水、湧水の存在を示唆するものである。文書に記載がないことのみをもって、厚籠耳に人工的な水利灌漑施設がなかったと断ずることは慎重でなくてはならないものの、厚籠耳は天然水利が豊富であり、利水が容易で水田に好適な谷地に位したことは指摘しておきたい。

ここまで、文書にみえる二つの賜給地の四標に関する記載の考察から、それぞれの位置を確認するとともに、賜給地の地理環境および水利状況について明らかにした¹⁰⁾。それをふまえて次節では、これら二つの賜給地の来歴、形成過程について検討を加えていきたい。

(2) 李成桂父祖関連記事の再検討を通じてみた賜給地の形成過程

文書の記載によれば、賜給地は「父祖伝来」のものであるとされる。従来の研究では、文書の「父祖伝来」という表現と、伝世史料にみえる李成桂父祖関連記事を無批判に結びつけ、賜給地は字義どおり李成桂の祖父以来形成されたものとみなしてきた。しかしながら、伝世史料にみえる李成桂父祖関連記事については、後述のように池内宏によって徹底的な批判がなされており、史料の信憑性そのものに疑問符がついた状況にある。それゆえ、池内の批判に答えることなくして、賜給地の形成過程を正確に把握することはできないと思われる。⁽¹⁾そこで本節では、李成桂父祖関連記事の概要を示すとともに、それに対する池内宏の批判をとりあげ、それをふまえたくうえで私見を提示することにした。

李成桂父祖に関するまとまった記述は、李成桂の父・李子春の神道碑や『龍飛御天歌』、『太祖実録』巻一・総書(以下、「総書」と表記)などにみられる。このうち李子春の神道碑には、高麗末期の大儒・李穡によって一三八七年に撰まれた碑文のほか、朝鮮建国もない太祖二年(一九三九)に鄭愨らによって撰された碑文が存在する。さらに、『高麗史』にも李成桂の曾祖父、祖父、父に関する記

事が数条みられる。ここでは、これらの史料のうち、李成桂父祖に関する事蹟を時系列に沿って最も詳細に伝える「総書」によりながら、その来歴を概観しておく。

「総書」によれば、李成桂家門が東北辺境地域に定着するようになったのは李成桂の高祖父・李安社(廟号は穆祖)の代からであったという。李安社はもとと半島南部の全羅道・全州に居住していたが、当地の地方官と反目し、一七〇余戸の民を率いて日本海岸の三陟に移住した。ところがそこに全州で対立した地方官が再び現れたため、民を率いて東北面・宜州に移り、そこで高麗王朝から知宜州、高州兵馬使に任命された。しかし、折しも侵入してきたモンゴルの將軍に降伏し、豆満江外の地に比定される南京の幹東「池内宏一九七二・四五―五〇」に移住し、当地でモンゴルにより南京等処五千戸所首千戸兼達魯花赤に任命されたという。

李安社の没後、その子・李行里(廟号は翼祖、李成桂の曾祖父)が父の職を襲ったが、周辺の女真族の諸千戸に攻められたために幹東から逃れ、再び東北面・宜州に戻り、元の成宗・大徳四年(一三〇〇)に元朝から管領双城等処高麗軍民達魯花赤に任命されたとされる。双城等処とは、モンゴルが高麗の東北辺境地域に設置した双城総管府のことであるが、その設置経緯は大よそ次のとおりである。

高麗の高宗四五年（一二五八）にモンゴルの兵が東北面に侵入した際、龍津県人の趙暉と定州人の卓青、および登州・文州諸城の民は互いに共謀してモンゴルに投降した。モンゴルは和州に双城総管府を置き、趙暉を総管、卓青を千戸に任命し、それ以後、双城の総管は趙氏、千戸は卓氏により世襲されることとなった。こうして一三五六年に恭愍王によつて双城が攻略されるまでの約百年間、和州以北には高麗の郡県支配が及ばなくなったのである。

さて、李行里の職はその子・李椿（廟号は度祖、李成桂の祖父）が継ぎ、李椿は双城総管・趙氏の娘をめとり、咸州に移住したとされる。李椿の没後、その職はいったん長子の塔思不花が継承したが、塔思不花が早逝したためその弟・李子春（廟号は桓祖）に受け継がれた。そしてこの李子春が、前述した恭愍王による双城攻略の際に高麗に内応したことにより、双城（和州）以北地域が再び高麗の統治下に入ることとなったのである。

このように、「総書」の記述によれば、李成桂父祖が双城地域に定着するようになったのは李成桂曾祖父・李行里の代からであり、以後、李子春が高麗に内応するまでの約半世紀のあいだ双城地域を活動の場としていたこととなる。ここで前述した二つの賜給地の立地を再確認してみると、沙朴只是高州のうちでも双城総管府が置かれた和州に

南接する地域に位置し、厚籠耳は李成桂祖父・李椿が移住したとされる咸州に位置したことが注目される。つまり、二つの賜給地は李成桂の曾祖父以来の根拠地周辺に位置していたことになる。

ここから、賜給地の来歴として文書にみえる「父祖伝来」の父祖とは、李成桂の曾祖父・李行里、祖父・李椿、父・李子春の三代を指すとも考えられる。しかしながら、李成桂父祖関連記事については池内宏による史料批判があつて、それらを無視して速断するわけにはゆかない。

李成桂父祖関連記事に対する池内の史料批判は多岐にわたるため、ここでは詳論を避けるが、そこに通底する手法として特徴的なことは、まず、父祖に関する事蹟を伝える伝世史料（たとえば『太祖実録』や『高麗史』）が、その最終的成立までに数度の改撰を経ているという事実に着目し、それにともなつて加筆や潤色が行なわれたことを推定する。ついで、伝世史料間の齟齬や異同箇所、さらに後に成立した史料の記述が、先行する史料の記述に比べ詳細になることを問題視し、そこに先に推定した作為の痕跡を見出すというものである。その結果、池内は李成桂父祖関連記事のうち李成桂の祖父・李椿の実在と、父・李子春が双城の千戸であつたことのみを史実として認定し、それ以外は創作の産物であると断じている〔池内宏一九七二〕。

確かに、伝世史料の李成桂父祖関連記事を網羅的に検討し、諸史料をひとつひとつ比較、対照して分析した池内宏の批判には説得力があると言わざるをえない。そもそも、王朝創業者の父祖に関する事蹟は、その王朝の正統性の根幹にかかわる最も重要かつ鋭敏な問題であるがゆえに、加筆や潤色、意図的欠落などが全くなされなかつたと想定すること自体に無理があろう。しかしながら、池内が述べるほどには李成桂父祖関連記事に信憑性がないとは考えにくい面がある。ここでは池内の論考すべてに言及する余裕はないが、本稿の立論上、避けられない部分について再検討を加えてみたい。

まず、前述のように、池内は李子春が双城の千戸であったことは史実として認定している。その上で確認しておきたいことは、千戸職とはモンゴル（元朝）への功績に対して授与されるもので、基本的には父子間ないしは近親者間で世襲される職であったという点である。とすれば、李子春が千戸であったことを認定するからには、李子春の父・李椿以前から千戸であったか、李子春が元朝から千戸に任命されたかの二つの可能性しか考えられまい。しかしながら、李子春が元朝に対して千戸に任命されるに値する功績をあげたことを示す記述は伝世史料にはまったく見られず、李子春の存命期間（二三一五〜一三六〇）が元末の衰

退期にあたり、当時の元朝には朝鮮半島の東北辺境地域に及ぼしうる力は限られていたという時代的狀況からも、李子春の代になって元朝から千戸に任命されたとは考えにくい。むしろ、李子春の父である李椿以前から双城の千戸であったと考えるほうが合理的である。

こうした推論を裏付けるものとして注目されるのが、李成桂家門に属した家別抄と呼ばれる人間集団である。以下に引く史料から、家別抄の存在様態および形成時期を検討してみたい。

【史料一】

初め上、靖安君「李成桂第五子・李芳遠、のちの太宗」開国の功、諸子与に比と為す無きを以て、特に世伝の東北面加別赤五百余戸を賜う。〔太宗実録〕卷一四、太祖七年「一三九八」八月己巳条

【史料二】

東北面家別抄を罷む。是より先、東北面咸州等処の良民五百家、太祖潜邸の時より役属し、守令得て之を役する莫し。之を家別抄と謂う。上即位の初、其の半を減じて公に属せしむ。是に至りて悉く之を罷めしむ。〔太宗実録〕卷二一、太宗十一年「一四一一」六月丙午条

【史料三】

東北面千戸等私役管下民戸を罷革す。(中略) 又た東北面の土豪、私に百姓を占むること奴隷の如く、父子相い伝え、弊を為すこと甚だ鉅なり。王室に在ると雖も、亦た良民を以て号して家別抄と為す。上深く其の不可なるを知り、辛卯年「太宗十一年」に於いて、尽く家別抄を去りて官軍と為す。宗室皆な觀感して之を革むるも、唯だ都総制・李和英のみ、之蘭の子なり、尚お革去せず。是に至りて、召して之に謂いて曰く、「東北面の良民、既に公役を為すに、又た私役を為すは、困苦甚し。世伝と曰うと雖も、義実未だ安せず。故に桓王以前自ら占むる所の別抄、予既に之を革む。予も亦た豈に子孫の計無からんや。」(『太宗実録』卷二六、太宗十三年「一四一三」八月壬子条)

史料一―三では、それぞれ「東北面加別赤」、「東北面家別抄」、「東北面咸州等处良民」、「家別抄」など異なる表記がなされているが、これらは東北面の良民五百戸(家)より構成される同一の集団を指していることは明らかであり、以下では家別抄と総称したい。

史料二および三によれば、家別抄とは国家に役を負担せず、李成桂家門により私的に使役される存在であることがわかる。さらに、史料三に「尽く家別抄を去りて官軍と為す」とあるごとく、軍事的な性格をも帯びていたとみられる。

その形成時期については、史料二では「太祖潜邸の時」、すなわち李成桂の即位以前からとされているが、史料一では「世伝」とされ、李成桂が先祖代々より受け継いできたものであることが示されている。このことが史料三ではさらに具体的に「桓王以前より占むる所」、つまり李成桂の父である李子春以前、遅くとも李成桂の祖父・李椿の代には李成桂家門に属していたと述べられているのである。

このように、家別抄は遅くとも李椿から李子春、さらに李成桂、李芳遠へと父子間で受け継がれてきた集団であることがわかる。このことは換言すれば、李成桂家門は遅くとも李椿の代には、一定数の人間集団を組織しうる勢力を有していたことを示すものといえる。とすれば、李椿の代にはすでに双城の千戸、ないしそれに準ずる在地有力者であったとみなすのが穩当であろう。

前節ですでに確認したように、二つの賜給地のうち沙朴只は、双城に南接する高州の最北部に位置していた。それゆえ、李成桂の祖父・李椿の代にはすでに双城の在地有力者であったと見られることをふまえば、沙朴只の農地の開発時期もそこまで遡るものとみてよいだろう。

では、一方の咸州・厚籠耳はいつごろ形成されたのであろうか。それを考えるうえで注目すべきは、李椿が双城か

ら咸州へと居を移し、その墳墓も厚籠耳の位置する咸州・雲天(田)洞に存在したという伝世史料の記述である(「総書」)。これに従えば、厚籠耳の形成時期も李椿の代に遡るものと結論づけることが可能となる。

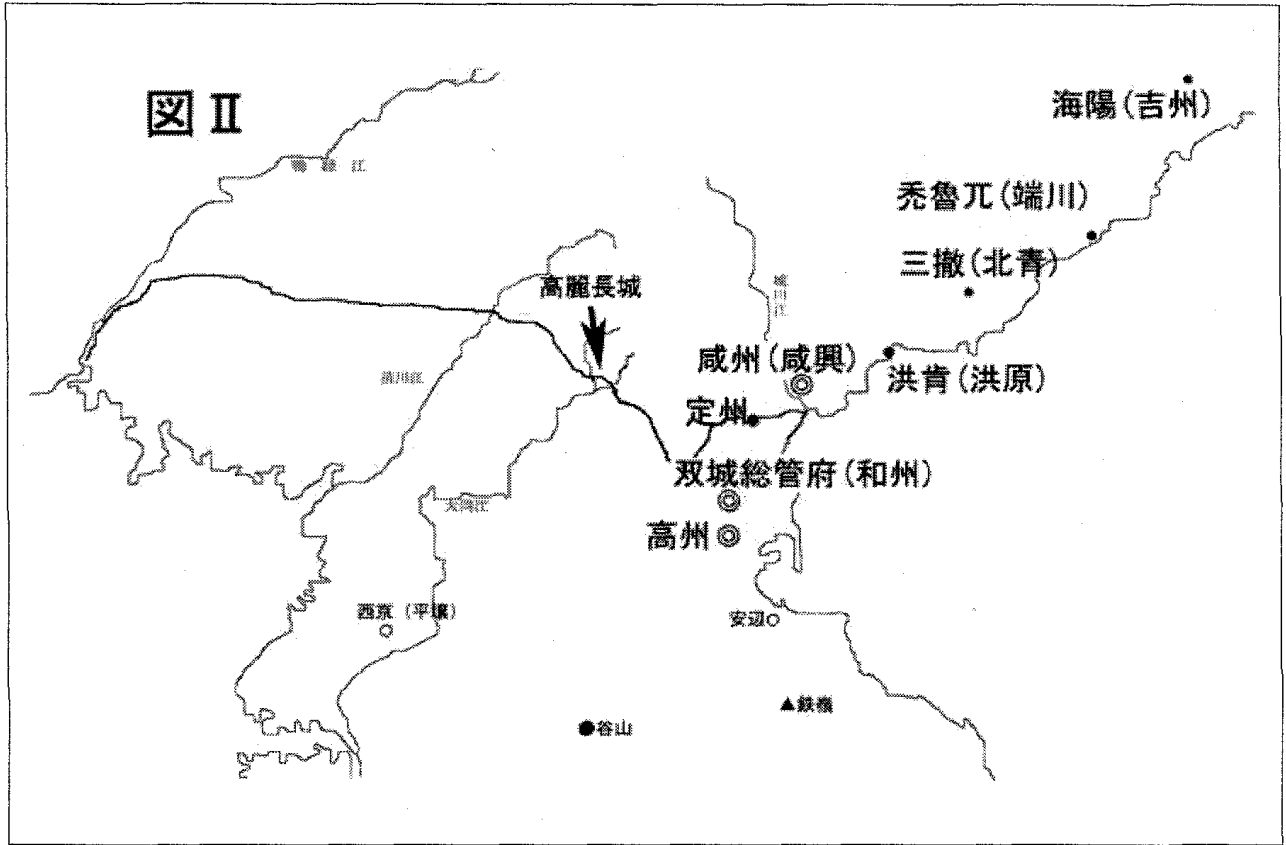
しかしながら、伝世史料が伝える李椿の咸州への移住について、池内宏による批判がなされている。それによれば、李椿の咸州移住は、双城総管府の攻略後に咸州に移住した李子春の事蹟を李椿に附会したものにすぎず、史実として一顧の価値もないというのである(「池内宏一九七二・六一」)。池内は、李子春に関する伝説すべてが双城に結合される一方で、李子春の墳墓が咸州にあることや、李成桂の第二子・李芳果(後の定宗)が恭愍王六年(一二三五六)に咸州の帰州洞で出生していることなどから、李子春が恭愍王五年(一二三五六)七月における双城の攻略直後に咸州に移住したとみなしている(「池内宏一九七二・三〇」)。

確かに、李椿、李子春は双城の有力者であり、李成桂自身も双城にあった李子春の旧宅で一二三五年に出生していることをふまえれば、双城が李成桂家門の根拠地であったことは疑いない。しかし、李成桂に関して、「幼時、和寧(和州)、咸州の間に遊ぶ」(「総書」という記述や、「太祖世々咸州に長ず」(「総書」という記述が存在することは、双城の攻略以前から李成桂家門が咸州と密接な関わりを有

していたことを示唆するものといえよう。また、池内があげる論拠のみで、李椿の咸州移住説を完全に否定しうるかどうか疑問を感じるところである。そこで以下では、李椿、李子春の活動時期である一四世紀前半期の双城、咸州一帯の地域がいかなる状況のもとにあったのかを論じることで、この問題を考えてみたい。

そもそも、一三世紀前半より始まるモンゴルの侵入以前までの時期に、高麗王朝の郡県支配の東北限は、和州(双城)の北、咸州の南に位置した定州であった(図Ⅱ参照)。この定州には、一一世紀中頃までに朝鮮半島の脊梁山脈を横断し、西は鴨緑江下流までにいたる長城が築造された。定州の以北と以南は、この長城を境にきわめて厳格な境界管理がなされており、高麗人が長城以北の咸州に大量に流出し、定着するという状況にはなかつたものと考えられる。¹⁴⁾

しかし、モンゴルの侵入とその帰結として双城総管府が設置されたのち、多くの高麗人が双城に流入したことが『高麗史』に散見される。その開始時期については、双城に流出した高麗人の刷還を元朝に要求したことを示す記事が、忠烈王一〇年(一二八四)正月に初めて確認されることから、それ以前にはすでに双城への高麗人の流出が始まっていたとみられる。興味深いことは、一四世紀に入る



と高麗人の流出先は双城にとどまらず、それ以北の地まで広がりを見せるといふことである。以下、そうした状況を史料によって把握してみたい。

【史料四】

五道人民の双城、女真、遼陽、瀋陽等処に流入せるを以て、表して刷還せんことを請いて曰く。(『高麗史』卷三六、忠惠王元年「二三三〇」四月庚寅条)

【史料五】

「趙噉」未だ弱冠ならずして忠肅王に事う。時に吏民、女真の洪肯、三撤、秃魯兀、海陽等地に遁入す。王、噉を遣わして海陽に至り、六十余戸を刷せしむ。(『高麗史』卷百十一、列伝二四、趙噉伝)

史料四の「五道」とは、高麗の広域的な地方区分である楊広道、西海道、全羅道、慶尚道、交州道の総称であり、ここから、流民の発生地が高麗の全土に及んでいたことがわかる。史料四と五には、高麗人の流出先として「女真」があげられているが、史料四で双城や遼陽、瀋陽と並立されていることや、史料五では、女真の次に洪肯(洪原)、三撤(北青)、秃魯兀(端川)、海陽(吉州)という具体的な地名が列挙されていることから【それぞれの位置については図II参照】、ここでいう女真とは民族集団名ではなく、双城以北の女真人が多く居住する地域を指すとみてよい。

ろう。史料五の年代については、趙暎の生年が一三〇八年であり、「弱冠」⁽¹⁶⁾、つまり二十歳以前に忠肅王に仕え、その際に海陽に流出した高麗人の刷還を担ったという記述から、一三二〇年代のことを示すものとみて間違いない。

このように史料四と五から、一三二〇〜三〇年代に、高麗全土から多くの流民が双城のみならず、それ以北の地域にまで流出していたことがわかる。これらの史料には、咸州に関する直接的な言及はないが、咸州にも高麗人が流入していた。それを示すものとして、李成桂の軍事活動に従い、朝鮮建国後に原従功臣に録された延嗣宗の父祖の例があげられる。延嗣宗が世宗一六年（一四三四）に亡くなった際の記述に、「（延嗣宗）黄海道谷山人、徙居咸興府三世矣」⁽¹⁷⁾とあり、延嗣宗の祖父の代に黄海道（高麗時代の西海道）の谷山から咸興（咸州）に移住したことがわかる。延嗣宗の祖父の生没年は不明であるが、母の生年が一三二八年であることをふまえれば、それより一世代前にあたる祖父の咸州への移住は一四世紀前半のごく早い時期のことであつたと考えられる。

以上のように、一四世紀前半期において高麗人は、双城総管府の置かれた和州はもちろん、それ以北の咸州をはじめとする地域に流出し、定着するようになっていたのである。一三五六年の恭愍王による双城総管府の攻略後、その

年のうちに双城の府治が置かれた和州とともに咸州にも郡県が設置されたのは、双城攻略以前の時点で、高麗人の移動とそれにもなう居住空間の北への拡大により、双城・咸州地域が一体的な空間となっていたことに起因するものと思われる。

ここまでの考察をふまえ、李椿の代に咸州へ移住したという伝世史料の記述に対する私見と、それに基づく咸州・厚籠耳の賜給地の形成過程を示せば次のとおりである。

確かに、李椿が咸州に移住したかどうかは、それを伝える「総書」のほかに傍証となるべき史料がないため、その真偽を確定するのは困難ではある。しかし、李椿の活動時期が一四世紀前半期にあたり、前に述べた双城（和州）以北への高麗人の流出現象と時を同じくしていることが注目される。双城の有力者であつた李椿が、同時代の動向と無関係にあつたとは考えがたく、咸州に移住したという事蹟も一定の史実を反映したものとみなすことは十分に可能であろう。とすれば、李成桂が「世々咸州に長」じたという記述や、幼少期に和州、咸州の間を遊歴したという記述とあわせて、李成桂家門は、双城総管府攻略以前から咸州と密接な関わりを有していたとみてよいのではないだろうか。

以上の考察を通じて、李椿の代には咸州地域に一定の基

盤をもつていたとみなしうることから、咸州・厚籠耳の農地は早ければ李椿の代に、遅くとも李子春の代には開発されてきたとみてよいだろう。前に論じたように、高州・沙朴只是李椿の代にはすでに形成されていたのであるから、文書にみえる二つの賜給地のうち、高州・沙朴只の農地の形成が先行し、その後咸州・厚籠耳の農地が形成されていったとみられる。

本章では、文書にみえる賜給地の立地とその形成過程について検討してきた。これによって、李成桂家門は遅くとも李椿の代には双城の在地有力者として、自らの根拠地である双城（和州）、咸州地域において、農地開発、農業経営を行なってきたことが明らかとなった。また、二つの賜給地のうち、南に位置する高州・沙朴只が先行的に形成され、その後、北に位置する咸州・厚籠耳が形成されたとみられる。このことは、一四世紀前半期における高麗人の定州以北への居住空間の広がり軌を一にするかのような、李成桂家門の活動領域の北への広がりを示すものといえるだろう。

次章では、賜給地の水田に着目することで、李成桂家門が東北辺境地域に流入した高麗人との密接な関わりを通じて、農地開発、農業経営を展開していった様相を明らかにしてみたい。

三、李成桂家門の水田開発と高麗流民

(1) 賜給地の水田比率とその位相

文書所載の賜給地の地目は、田と畚、つまり旱田と水田に二分され、それぞれの規模が記されている。高州・沙朴只では、旱田が七日耕、水田が七石落、咸州・厚籠耳では、旱田が一朔二五日耕すなわち五五日耕、水田が二〇石落となっている。ここにみえる日耕と石落とは、当時の耕地の面積を示す単位のこと、一日耕は一人の農夫が一匹の牛を使って一日に耕作可能な土地の広さを指し、一方の一石落は一石の種子をまくべき土地の広さを指す。日耕、石落とも、地域や時代によりその絶対面積が異なり、本稿の検討対象である高麗末期の東北面における日耕と石落の広さを示す史料がないため、現代の単位に単純に換算することはきわめて困難である。そこで、可能な限り近い時代の史料から、賜給地の旱田、水田がどの程度の規模であったのかを検討するとともに、具体的数値を把握できる二〇世紀初頭の咸興（咸州）地域における日耕と石落の広さをもとに、賜給地の旱田と水田の比率を算出してみたい。

一六世紀の両班・安氏家門の土地経営の具体的様相を記した『治家法制』を分析した金建泰によれば、当時の安氏

家門では、水田であれば二〇斗落（一石落）を、旱田であれば二日耕ずつを奴婢に分給し、耕作させていたという「金建泰一九九四・二二六」。ここから、一石落と二日耕は労働力投入量がほぼ同じであるとみることができよう。

また、一九〇七年に日本の農商務省農務局によって行なわれた調査によれば、当時の咸興地域における一日耕と一石落の広さはそれぞれ二二〇〇坪、四四〇〇坪であり、一日耕の面積は一石落のその半分であることがわかる。以上二つの例から、地域や時代により絶対面積は変化するものの、一日耕が一石落のおおむね半分に相当することが理解できよう。⁽²¹⁾

そこで、上述の知見をもとに賜給地における旱田と水田の比率を算出してみれば、高州・沙朴只の旱田七日耕は、三・五石落に相当し、水田は七石落であるから水田の比率は約六七%となる。一方咸州・厚籠耳の旱田五日耕は二七・五石落、水田は二〇石落であるから、水田比率は約四二%となる。ただし留意すべきは、ここで算出された賜給地の水田比率は、当時の東北辺境地域において必ずしも一般的なものではなかったという事実である。

文書の作成時より半世紀ほど後に編纂された『世宗実録地理志』には、全国の道別、郡県別の墾田結数と水田結数が記載されており、これによって当該地域の水田比率を参

照できる。それに基づいて道別の旱田、水田結数を算出した宮嶋博史の作表によれば、半島南部の慶尚道、全羅道、忠清道でも水田比率は四割前後であり、二つの賜給地が位置した咸吉道に至っては約五%にとどまっていた「宮嶋博史一九八〇・四七・表6」。もちろん、咸吉道全体の平均値が約五%であり、道内各郡県の比率にはばらつきがみられるものの、最も高い道南部の預原郡でも一四%ほどであり、これらに比してもやはり賜給地の水田比率はきわめて高いと言わざるをえない。

では、なぜ賜給地の水田比率がかくも高い値を示すのであろうか。その理由としてひとまず、賜給地が水田好適地に立地し、東北辺境地域全体で見れば少ない水田が集中的に分布していたためと考えることもできよう。しかしながら、ここでは結論を急がず、そもそも何ゆえに東北辺境地域（咸吉道）では水田が少なかったのか、また、いかなる契機によって水田稲作が展開されるようになったのかについて、朝鮮時代初期の状況を示す史料を検討することで明らかにしてみたい。

【史料六】

旨を議政府に伝えて曰く（中略）。曩昔（さき）に、咸吉道の民、自ら謂えらく、『本道地寒早霜にして、風氣南方に異なれり。水田に宜しからず』、と。耕す

べきの地有ると雖も、皆な起耕せず、而うして専ら旱田を治む。守令或るもの墾を勧める者有るも、厭苦せざるなし。厥後、頗る耕して利を獲る者有りて、然る後稍稍興行す。而うして今、州県の水田を種うる者甚だ多し」と。(『世宗実録』卷六九、世宗一七年「四三五」九月庚辰条)

みられるように、咸吉道の民は、寒冷な気候のため、自らの居住する地域は水田稲作には向かないという認識をもっていた。それゆえ、地方官が勧めても水田稲作を忌避し、旱田のみを営んでいたのである。しかしながら、その後、水田耕作を営むものが現れ、その収穫が多いのを見て水稲耕作が次第に広まっていったという。こうした状況をさらに具体的に示す以下の史料をみてみたい。

【史料七】

咸吉道都觀察使鄭甲孫に諭すらく(中略)。甲孫啓を回すらく、「本道土性沃饒にして、水田を作るべきの処甚だ多し。然れども風俗農事を惰(おこた)る。且つ水田沾体塗足の労を憚り、専ら旱田を事とし、一たび雨水に遭えば、必ず失稔飢饉に至る。夫れ五鎮は、乃ち北極多寒の地なり。然れども慶興の外、四鎮の屯田水を引きて灌漑するに、稲苗茂盛なること下三道と異なる無し。鏡城、吉州此くの如かれば、則ち南道各

官知るべし。下三道入居の人、本俗に因仍し、多く水田を作り、利益甚だ多し。本道の人、之に效いて利を取る者、間(ちかご)ろ或いは之有り。(中略)本道旱田倍蓰し、水田寡きは、他無く、民俗好悪成風の致す所なり。(『世宗実録』卷一〇六、世宗二六年「四四一」一〇月丙辰条)

史料七は、咸吉道觀察使・鄭甲孫の国王への報告内容であるが、その要旨をまとめれば以下になる。すなわち、咸吉道では灌漑施設の整備により、南方と同様に水田を作りうる地域が多いにもかかわらず、当地の住民は農業に怠惰で、水田耕作によって体が汚れることを嫌い、専ら旱田を営んでいたという。しかしながら近年、「下三道入居の民」、すなわち半島南部の慶尚道、全羅道、忠清道からの移民が、自らのそれまでの慣行どおり水田稲作を営み、その利益が大きいを見て、「本道の人」の中に水田を営むものが現れはじめたとされ、咸吉道社会の変化の状況が報告されている。ここでいう「本道の人」とは、半島南部からの移民と対置される咸吉道土着の民を指すことは明らかであり、女真人がその主要な部分を構成していたとみてよいだろう。

上に引いた史料六、七の述べるところから、第一に、咸吉道における水田稲作の低調さとは、寒冷な気候という自

然環境的な要因の他に、水田耕作に消極的な土着の人々、つまり女真人が居住していたというこの地域特有の社会的要因によるものであったことがわかる。第二に、咸吉道における水田稲作の展開において、水田稲作をかねてより生業とし、水田開発、水田耕作に関する知識や技術、経験を有する半島南部からの移民が決定的な役割を果たしていたことが理解できる。換言すれば、この地域における水田稲作は、その技術や知識、経験を有する半島南部の人びとの流入と定住によつてはじめて、本格的に展開されたということになる。

ここで想起すべきは、前章で論じた、賜給地の形成と時を同じくして半島南部から多くの流民が、双城およびそれ以北の咸州などの地域に流入、定着するようになっていったという事実である。このことは、賜給地の形成時期において、水田稲作の担い手となりうる人びとが賜給地の周辺に存在していたことを意味するものである。では、こうした流民は、流入地でいかなる存在状態にあり、李成桂家門とどのような関係にあったのだろうか。次節では、かかる問題の検討を通じ、賜給地における大規模な水田の形成背景を明らかにしてみたい。

(2) 李成桂家門による高麗流民の支配と水田稲作の展開
双城地域における高麗流民の存在状態を伝える史料として、恭愍王六年(一三五七)に、高麗の執政機関である都堂が征東行省に対し、前年の双城総管府の攻略事由を申し述べたものの一部に次のようにある。

【史料八】

都堂、行省に書を呈して曰く、(中略)。和州を将て名を双城と更め、総管府・千戸所を設置するに及び、其の子孫又た行きて本国避役の民吏並びに官私逃駆を召誘し、影占私役すること、紀極有る無し。(『高麗史』)

卷三九、恭愍王六年「一三五七」八月戊午条)

史料八には、双城総管となった趙暉および千戸となった卓青の子孫が、高麗の賦役を逃れて双城に流入した郡県民や郷吏、公私の奴婢を自らのもとに囲い込んで私的に役使していた状況が示されている。つまり、流民たちは双城の在地有力者のもとに投托し、彼らに私的に使役されていたのである。史料八は双城総管府の廃置後である恭愍王六年の記事であるが、内容はその存立時の様子を伝えており、双城地域に流入した高麗人の存在状態を示す貴重な史料として注目される。

前章ですでに論じたように、李成桂家門は遅くとも李椿の代には双城の千戸、ないしはそれに準ずる在地有力者で

あった。とすれば、双城総管・趙氏や千戸・卓氏一族と同様に、李成桂家門もまた双城地域に流入した高麗人を囲い込み、私的に使役していた可能性は高いといつてよいだろう。さらに留意すべきは、李成桂の父・李子春が流民を支配していたことを直接的に示す次の史料である。

是歳、我桓祖、双城等処の千戸なるを以て来りて見す（中略）。双城の地、頗る沃饒にして、東南の民の恒産無き者、多く焉に帰す。国家、中書省に聞し、聖旨を奉じて官を差して来る。遼陽省も亦た官を差して来る。王、行省郎中・李寿山を遣わし、往きて会し、新旧を区別し、民を籍せしむ。之を三省照勘戸計と謂う。其の後、撫綏宜しきを失い、稍稍流徙す。「恭愍」王、桓祖に命じて之を主らしむ。民、是に由りて其の業に安んずるをう。（『高麗史』卷三八、恭愍王四年「二三五五」一二月末尾記事）

これによれば、双城地域に流入していた「東南民」つまり慶尚道の民⁽²³⁾に対し、元の中書省、遼陽行省及び、高麗に設置された征東行省の「三省」が共同で、彼らの流入時期の新旧により区別し、戸籍を作成した。しかしながら、流民への支配が円滑になされず、彼らが再び流亡化したため、恭愍王はおりしも入朝した桓祖、つまり李子春に命じて彼らを統率させ、それにより流民は生活を安定させるこ

とが可能になったという。

本史料は、『高麗史』世家の恭愍王四年一二月辛未条の次に置かれているものの、「是歳」という特異な形式で始められていることから、一二月辛未の出来事でないのは明らかである。本史料に対してはつとに池内宏が疑義を呈しており、その述べるところは、双城の千戸という微官にすぎない李子春が、謁見した恭愍王から流民の統率を命じられたとは考えにくく、翌年の双城攻略の際に高麗に内応して大功を立てたという記事とともに捏造されたものである、というものである。「池内宏一九七二・一三一―二一」。しかしながらその一方で池内は、李子春が双城付近の千戸として当地の高麗流民の間に一定の勢力を有していたことは史実であるとみなしている。「池内宏一九七二・二二一」。

確かに、微官であった李子春が恭愍王に謁見し、王命を受けて高麗流民を統率したという部分は、池内の指摘のごとく信憑性を欠くと言わざるをえない。ただし、李子春が慶尚道からの流民を支配していたということに関しては、さきあげた史料八にみられるように、双城の総管・趙氏や千戸の卓氏が高麗流民を私的に使役していたことを踏まえるとき、実際の状況を反映したものと判断しても大過ないと思われる。前章で考証したように、李成桂家門は遅くとも李椿の代には双城の在地有力者であった。李成桂家門

もまた、総管・趙氏などと同様に、半島南部から双城地域に流入した高麗人を支配していたとみてよいだろう。

また、既述のごとく、朝鮮初期の咸吉道に水田稲作をもたらしたのは朝鮮半島南部からの移民であり、この地域での水田稲作の展開は、それに関する知識、技術、経験をもつ人々の移入を前提としたものであった。とすれば、二つの賜給地の大規模な水田、とりわけ双城総管府設置以前には高麗人の移入や定住がほとんどなかった咸州・厚籠耳の水田は、李成桂家門の支配下にあった半島南部からの高麗流民の手により開発、耕作されたものと考えられよう。

こうした推論を裏付けるために、前章で言及した賜給地の立地や水利施設について再度検討してみたい。高州・沙朴只の北側の境界をなす「渠」は、すでに指摘したとおり沙朴只川から水田への灌漑用水路であったとみられる。この用水路がいつ開削されたのかは不明であるが、用水路はその性格上、恒常的な維持・管理が不可欠なものである。また、咸州・厚籠耳は、大規模な水利施設を必要とせず、利水が容易な山谷に位置していた。灌漑用水路の維持・管理や、天然水利にめぐまれた水田好適地の選定において、水田稲作に関する知識、技術、経験をもつものの存在は不可欠であり、李成桂家門はそうした技術・経験を有する半島南部からの流民を動員することで、水田開発、経営を行

なっていたのであろう。

さらに興味深いことに、李成桂家門は農業のみならず多様な生業に長じた人々を組織していた。すなわち、

此より前、本宮属の咸吉道鷹人・海尺の類頗る多く、上「世宗」減損せんことを思欲し、本道監司に命じて磨勘せしむ。是に至りて、磨勘して以て啓す。上、之を覽て曰く、「此輩、皆な祖宗の代自り役され始めて今に至り、父子相伝すること久し。其の前役に仍り、闕有らば補う勿れ」と。(『世宗実録』卷六五、世宗一六年「一四三四」九月丙戌条)

見られるように、世宗にとって「祖宗の代」から使役されてきた「鷹人」および「海尺」が咸吉道に多数存在したことがわかる。鷹人とは鷹狩りを行ない、鷹の飼育や教練をする者を指し、「田川孝三一九六四・一七九」、海尺とは漁師のことである。²⁴これらの鷹人や海尺は、李成桂がその即位以前、咸興に本拠を有していた時から李成桂に仕え、世宗代まで世襲的にその技能を伝承させてきた人びとであった。「田川孝三一九六四・一八〇」。

このように、李成桂家門は漁業や捕鷹、鷹の飼育といった非農業的な技能をもつ人びとをも組織し、支配していたことがわかる。ひるがえってみるに、水田稲作とて当時の東北辺境地域においては半島南部に由来する新しい技術体

系であった。李成桂家門は漁師や鷹匠を組織したごとく、水田稲作に長じた半島南部からの流民を組織し、彼らを動員して水田開発、耕作にあたらせたのであろう。

結語

以上、本稿で述べてきた点をまとめると以下のような。文書にみえる二つの賜給地は、李成桂の祖父以来の活動範囲の中に位置していた。李成桂家門は、遅くとも李椿の代には双城の在地有力者として、自らの根拠地である双城（和州）、咸州において農地開発、農業経営を行なっていたものと考えられる。賜給地はその水田比率の高さを特徴とするが、それは李成桂家門が半島南部から東北辺境地域に流入した高麗人を支配下におき、彼らを動員して水田開発、耕作を担わせていたためであろう。

最後に、本稿で明らかにしたことが朝鮮史の展開過程においていかなる意味をもつのかについて若干の言及を行なうとともに、今後の検討課題を述べることによってまとめにかえたい。

李成桂の父祖による大規模な農地開発、特に水田開発とその経営が、李成桂による王朝の創業を可能にした経済基盤を形成したことは間違いない。また、一四世紀前半期

に、李成桂家門の庇護のもと、半島南部から流入した高麗人によって水田稲作が展開されていく過程は、朝鮮半島東北辺境の地に、南部の営農方式、生活様式がもちこまれていく過程であったといえるだろう。そしてこのことが、恭愍王五年（一三五六）の双城総管府の攻略後、かつての境界を越え、定州以北に高麗王朝の郡県支配が展開される直接的な契機となったとみられる。その後、李成桂は、双城（和州）、咸州地域における父祖以来の基盤を受け継ぎ、そこを根拠地としてさらに北方へと支配を広げ、朝鮮王朝建国後の一五世紀中葉には豆満江流域にまで郡県が設置されることになる²⁵。しかしながら、本稿ではこの部分に言及しえなかつた。今後の検討課題としなければならない。

また、その際には、東北辺境地域特有の歴史的・地理的背景に起因する社会構造に目を向ける必要がある。本稿でいささか言及したとおり、李成桂家門が支配し、組織していた人びとの中には、半島南部からの流民のみならず、漁撈や狩猟に長じた人びとも含まれていた。つまり、李成桂家門は、水田稲作をはじめとする農業のみならず、非農業的な生業に従事する人びとをも支配下に置いていたのである。彼らの多くは女真人であったと考えられるが、李成桂家門がこうした非農業的な生業に従事した女真人をどのように統合し、いかにして東北辺境地域に支配を広げていっ

たのか、その具体的な考察を今後の課題としたい。

註

- (1) 朝鮮半島東北地域の行政区画は、王朝の勢力の進展にもなつてその領域がたえず変化した。基本的には時代が下るにつれて断続的に北方に領域が拡大されていくが、十三世紀のモンゴルの侵入期には南方に領域を後退させるなど、外的勢力との関係によつて常に影響を受けた地域であるといえる。その名称については、高麗時代には東界、東北面、朔方道などと呼称され、朝鮮時代初期には東北面、のち永吉道、咸吉道、永安道と称されたが、一五〇九年以降に咸鏡道とされ現在に至っている。本報告では、混乱をさけるために「東北辺境地域」と総称することとした。
- (2) 「朝鮮」と表記したのは、鴨緑江、豆満江という二つの大河以南を包摂する、現在の大韓民国および朝鮮民主主義人民共和国の領域全体を総称する適切な用語がないこと及び、朝鮮王朝との混同を避けるための便宜的な措置である。
- (3) 本文書は論者ごとにその呼称が異なり、現在まで名称の一致をみないが、本稿では便宜上「朝鮮太祖土地賜給文書」と呼び、以後「本文書」ないし「文書」と表記することとした。本文書は、李王家所蔵の文書として長らく伝承され、植民地期に朝鮮史編修会により編纂された『朝鮮史』第四篇第一巻にその写真が掲載されることにより、広く世間に知られるようになった。「小田省吾一九三四・一九

高麗末期の東北辺境地域における水田稲作の展開と李成桂家門

七一・一九八」。しかしながら現在、原本の所在は不明となり、国史編纂委員会（大韓民国・果川市）に写真の原版のみが残されている。「李榮薫一九九一・三三」。

- (4) 賜給地の経営に際しては、「奴属」による「作介耕作」がなされたとされる。作介地とは、奴婢保有者が奴婢に分給して耕作させ、その土地の収穫量の五〇〜一〇〇%の任意の量を主人が收取する権利を有する土地を指し「金建泰一九九四」、それをふまえて以上のように訳出した。
- (5) 『世宗実録地理志』卷一五五、永興大都護府、四境条に「南距高原郡沙朴只川十四里」とある。
- (6) 『龍飛御天歌』卷五、第三十六章によれば、李成桂が咸興に侵入してきた元の納哈出を迎撃する際の記述として、「自将中軍、当松原」とあり、その「松原」の注として「소정원」。松原、在咸興府東南十四里雲田社。社有太祖潜邸時旧宮」とある。一方、『太祖実録』卷一、総書の当該箇所には、「自将中軍、当松豆等」とあり、「松原」と「松豆等」が同一の地を指し、原と豆等がともに「두정」の異表記であることがわかる。「두정」とは、あぜや丘など盛り上がった地形を示す（大阪外国語大学編『朝鮮語大辞典』上巻、七〇七頁、角川書店、一九八六年）。
- (7) 『世宗実録地理志』卷一三五、咸興府条に「純陵、葬敬順王后」とあり、その割注として「在府東三十三里、礼安部大仇只洞（後略）」とある。
- (8) 『韓国漢字語辞典』卷一、七四五頁（檀国大学校出版部、一九九二年）。

(9) 『咸山誌通紀』卷二、山川条に「厚弄沢、在雲田。周五里」とあるとおり、雲田社に厚弄沢なる沼沢が存在したことがわかる。弄は籠と朝鮮語の発音が同一であり、厚籠耳、のちの厚農里が雲田社に位置したことをふまえれば、厚弄沢は厚籠耳に存在した沼沢であるとみてよいだろう。

(10) なお、四標内の耕地(田と畓)の存在状態について旗田巍は、四標が田には記されず、畓の後に記されていることに注目し、畓にだけ四標を示した可能性を指摘しつつも、田・畓がともに沙朴只、厚籠耳という同一地名の場所にあることから、それらがひと続きの連結した土地に存在したものとみなした「旗田巍一九七〇・一九九」。それに対して申虎澈は、賜給地の田、畓は規模が広大であり、旗田の述べるようなひと続きの連結した土地に存在したとは考えられず、田と畓は四標内に散在していたとする「申虎澈二〇〇〇・一六三―一六四」。本節での四標に関する考察から、賜給地がかなりの空間的広がりを持つていたことは明らかであり、申の指摘のとおり、四標内に田・畓が散在し、それらを総合した規模が文書に記されているとみなして何ら問題はないだろう。

(11) 本文書に関する研究に限らず、李成桂父祖の事蹟や活動実態を論じた研究には、池内の史料批判に言及することなく、李成桂父祖関連記事を基本的にそのまま史実としてとらえる傾向が見受けられる。例えば、李成桂の父祖が築きあげた基盤と、李成桂が勢力を拡大する過程において父祖の基盤をいかに活用したのかを検討することにより、朝鮮

建国の起源と意義を明らかにすることを目的とした許興植「二九八四」は、本稿とその研究目的を同じくするものである。しかしながら、許興植の論考においても池内の研究への言及はなく、李成桂父祖関連記事への批判的検討もほとんどみられない。本稿では、李成桂父祖関連記事の史料価値を改めて評価する上でも、植民地期に池内を始めとする日本人研究者によってなされた、いわゆる「満鮮史」の限界を克服するためにも、父祖関連記事に対する史料批判と同時に、池内の研究に対して論拠をあげて批判する必要があるという論者なりの認識に基づき、以下、論を進めたい。

(12) このように考えると、伝世史料にみえる李成桂父祖関連記事すべてを史実として認定できないのと同様に、その記述の大部分を捏造の産物とする池内の見解をもそのまま受け入れることはできなくなる。本稿では、父祖関連記事とそれに対する池内の批判すべてを検証する余裕はないため、李成桂の父祖がいつ、どのような経緯でモンゴル(元朝)から双城総管府の官職に任命されるに至ったのかという点については示しえなかった。このことは稿を改めて検討すべき課題であるが、現段階での見通しを述べれば以下のようになる。すなわち、双城の総管および千戸に任命された趙暉と卓青、さらに遼陽、瀋陽地域で高麗民の総管に任命された洪福源などに象徴されるように、モンゴルから官職を与えられた高麗人の大半が、一三世紀中々後半のモンゴルの侵入に際し、率先して投降したという共通の背景

を有していることである。それをふまえて興味深いのは、李成桂高祖父・李安社がモンゴルに投降したことが、伝世史料間で記述の多寡や内容上の異同はあるものの、共通して語られていることである。より詳細な分析が必要なことはいうまでもないが、李成桂家門もまた、一三世紀におけるモンゴルの高麗侵入期のある時期に、モンゴルに投降した功績によって双城の千戸、ないしはそれに準ずる官職を授与されたとみなすことは可能ではあるまいか。

- (13) このことは、定州、元興鎮および宣徳鎮という長城に沿った三つの拠点に関門が設けられていたこと（『高麗史』卷五八、地理三、東界条）や、境外の女真人に武器を売った高麗人が誅殺された事例（『高麗史』卷一一、肅宗六年六月辛丑条）からも明らかである。

- (14) 厳密に言えば、一一〇七年に当時の国王・睿宗の命を受けた尹瓘により、咸州をはじめとする九箇所に州鎮が置かれ、南部から徙民がなされた事実がある。しかしながら、当地の女真人の激しい抵抗によって州鎮の維持は困難となり、翌々年に女真に返還された。

- (15) 『高麗史』卷一九、忠烈王世家二。

- (16) 『高麗史』卷百十一、列伝二四、趙暎伝。趙暎は双城総管・趙氏の一族であるが早くに高麗に仕官し、恭愍王の双城攻略の際にも大きな役割を果たした。

- (17) 『世宗実録』卷六四、世宗一六年五月甲申条。

- (18) 『太宗実録』卷二三、太宗一二年（一一四二）三月丙申条に、「東北面都巡問使延嗣宗、上箋辭。箋略曰、（中略）

有母年八十有五、常在臥床」とあり、延嗣宗の母が一四一二年に八五歳であったことが知られ、ここから母の生年を一三二八年に求めることができる。

- (19) 『高麗史』卷五八、地理三、咸州大都督府条に、「（前略）恭愍王五年收復旧疆、為知咸州事」とある。

- (20) 本調査によれば、咸興における一日耕の実測面積は七反三畝一〇歩とされ、一反は三〇〇歩、一畝は三〇歩に相当するから合計二二〇〇歩 \parallel 二二〇〇坪となる。一方、咸興において一斗落は七畝一〇歩であり、二二〇歩 \parallel 二二〇坪であるから、一石落（二〇斗落）は二二〇坪 \times 二〇 \parallel 四四〇〇坪となる（農商務省農務局編『韓国土地農産調査報告 咸鏡道』一一九 \sim 一二二頁、一九〇七年）。

- (21) 賜給地の面積については、すでに旗田魏がその数値を算出している。旗田は、朝鮮総督府編（和田一郎執筆）『朝鮮の土地制度及地稅制度調査報告』（一九二〇）に基づき、一斗落 \parallel 一二〇 \sim 一八〇坪、一日耕 \parallel 八〇〇 \sim 一二〇〇坪として計算を行なった「旗田魏一九七〇 \sim 二〇七」。旗田の換算に従えば、一日耕は一石落の三分の一の面積となる。論者の換算も旗田のそれと同様、朝鮮時代末期の面積に依拠したものであり、正確は期しがたいというのが研究の現状である。ここでは、前に論じた咸興附近の数値を基準に以後の考察をすすめることとしたい。

- (22) 『世宗実録地理志』卷一五五、咸吉道、預原郡条に「水田七分之一少」とある。

- (23) 『高麗史』卷五七、地理二、慶尚道の条に、「及太祖并新

羅、百濟、置東南道都部署使、置司慶州」とあるように、高麗太祖王建による新羅、後百濟の統一後、慶尚道地域に東南道都部署使なる官司が設置されたことがわかる。ここから、東南とは慶尚道地域を指すものとみて大過ないと思われる。

(24) 『端宗実録』卷五、端宗元年二月辛卯条にみえる海尺の注には、「海辺漁人、俗称海尺」とあり、海尺が海洋で漁撈に従事する漁師を指すことは明らかである。

(25) 朝鮮時代初期の咸吉道、平安道における郡県支配は、その住民が女真人および南部からの移住者で構成されるというこの地域特有の社会構造のゆえに、南部の郡県支配とは異質なものであったことがすでに明らかにされている「吉田光男一九八一」。後段で述べるように、北方地域特有の社会構造をいちやく指摘した吉田の論考は、論者の今後の研究課題を検討する際にきわめて重要である。

参考文献リスト

- 金 建泰 一九九四 「一六世紀両班家の「作介制」」『歴史斗現実』九
- 申 虎澈 二〇〇〇 「『芳雨文書』를 通해 看 高麗末의 土地相続」『忠北史学』一一・一二
- 李 栄薫 一九九一 「太祖賜給芳雨土地文書」考『古文書研究』一
- 許 興植 一九八四 「高麗末李成桂(一三三五—一四〇八)의 勢力基盤」

高柄翊先生回甲紀念史学論叢刊行委員会『歴史斗人間の対応—高柄翊先生回甲紀念史学論叢』한울

許 興植 一九八八 『韓國의 古文書』民音社

興南市誌編纂委員会 二〇〇七 『興南市誌 増補版』

池内 宏 一九七二 「李朝の四祖の伝説とその構成」『満鮮史研究 近世篇』中央公論美術出版

小田 省吾 一九三四 「李朝太祖の親製親筆と称せらるる、古文書に就いて—淑慎翁主家堡賜給文書を紹介す—」『青丘学叢』一七

田川 孝三 一九六四 『李朝貢納制の研究』東洋文庫

旗田 巍 一九七〇 「新羅・高麗の田券」『朝鮮中世社会史の研究』法政大学出版社

宮嶋 博史 一九八〇 「朝鮮農業史上における十五世紀」『朝鮮史叢』三

宮嶋 博史 一九八三 「李朝後期の農業水利—堤堰(溜池)灌溉を中心に—」『東洋史研究』四一—四

吉田 光男 一九八一 「二五世紀朝鮮の土官制—李朝初期地方支配体制の一断面」『朝鮮史研究会論文集』一八

〔付記〕本稿は、韓国国際交流財団(コリアファンデーション)・韓国研究奨励奨学金の支援による成果の一部である。